

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年5月31日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成25年3月1日、会社Aに雇用され、B所在の同社ビル管理サービス事業部においてCやDなどの公共施設管理の業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成30年1月5日、Dのグレーチングの曲がりを修正するため、ハンマーで強く叩いた直後から右耳に耳鳴りの症状が出現した（以下「本件災害」という。）として、同月9日、E医療機関を受診したところ、「右音響外傷、右急性感音難聴」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、請求人に発症した傷病は右音響外傷であり、業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年4月4日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

請求人に発症した傷病が業務上の傷病であると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、次のとおり、再現測定における測定値をもって、客観的に強大音の発生は認めないとする判断処分は誤りであると主張していることから、以下検討する。

(2) ア 請求人に発症した傷病に関する医学的見解について

F医師は、平成30年3月9日付け意見書において、要旨、請求人の自訴及び聴力検査の所見から「右音響外傷、右急性感音難聴」と診断したと述べた上で、「発症時の状況及び聴力像より音による内耳障害と思われる」と述べている。一方、G医師は、同年5月23日付け意見書において、要旨、請求人の右耳の難聴については、500Hz、1kHz急性感音性難聴と診断した上で、「同年1月5日作業後、耳鳴りあり、同月9日の聴力検査にて左右差が認められ、500Hz、1kHzの聴力が左側に比べ右側が低下しており、作業時に発症したと考えられる。」と述べる一方、「作業の騒音レベルは90dB程度であり、1度の強大音による音響外傷は考えにくい。」と述べている。

ところで、決定書理由に説示するように、急性音響外傷は、130dB程度以上の極めて強大な音にばく露して発症するとされているところ、再現テストにおける音量は90dB程度であり強大な音響とは認められない。また、一緒に作業し、請求人と同程度の音響ばく露にさらされたとみられる2名の同僚が難聴になった事実はうかがえない。

よって、G医師の意見は再現テストの音量を踏まえた分析に基づいた妥当なものであり、請求人に発症した傷病は右音響外傷とは認められず、右急性感音性難聴（以下「本件傷病」という。）であると判断する。

イ 本件傷病の発症原因について

この点、F医師、G医師ともに、本件災害による騒音ばく露の可能性を示唆している。しかし、G医師は、前記意見書において、要旨、「請

求人は、2 K H z 以上の高音域に難聴の所見があり、もともと音に対する閾値が低い体質である可能性がある。」とも述べている。

決定書理由に説示するように、一緒に作業し、請求人と同程度の音響ばく露にさらされたとみられる2名の同僚が難聴になった事実がうかがえない点も併せ考えると、個体的要因が強く影響したことにより生じた難聴であると判断する。また、90 d B程度の音響は、日常生活の中でも遭遇しうる騒音レベルであり、90 d B程度の1回の音響ばく露を業務に内在する有害因子にばく露したとみることはできない。

(3) したがって、請求人に発症した本件傷病については、業務上の事由によるものということとはできない。

(4) なお、請求人の純音聴力検査において、請求人は気導音のみが計測されていると主張しているが、オーディオグラム上、気導、骨導両方の測定がなされており、請求人の主張は採用することができない。また、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月25日